

議員提出議案第 5 号

むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 2 6 日提出

むつ市議会議長 富 岡 幸 夫 様

提 出 者

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| むつ市議会議員 | 佐々木 | 隆 徳 |
| 同       | 高 橋 | 征 志 |
| 同       | 杉 浦 | 弘 樹 |
| 同       | 濱 田 | 栄 子 |
| 同       | 櫻 田 | 秀 夫 |
| 同       | 住 吉 | 年 広 |
| 同       | 白 井 | 二 郎 |
| 同       | 富 岡 | 直 哉 |
| 同       | 村 中 | 浩 明 |
| 同       | 野 中 | 貴 健 |

むつ市議会議員

佐藤 広政

同

東 健而

同

中村 正志

同

井田 茂樹

同

浅利 竹二郎

同

岡崎 健吾

同

佐賀 英生

同

大瀧 次男

同

佐々木 肇

同

富岡 幸夫

(提案理由)

本案は、むつ市議会議員の定数を、次の一般選挙から20人に改めるためのものです。

当市の人口は、議員定数を30人から26人とした平成23年10月には約6万4千人、議員定数を22人とした令和元年10月には約5万7千人でありましたが、直近では5万1千人を切る状況となっており、今後も逡減が見込まれています。

全国の自治体議会では、人口減少等に伴う議員定数の見直しが議論されているところであり、当市議会においても見直しの声が高まったことを受け、議員それぞれの考えのもと、議員定数検討会議及び議員協議会を開催し検討してきたところであります。

市議会が主体性を持って定数を見直し、必要最小限の議員数で最大の効果を上げることが、市民の負託にこたえるべき使命と判断したところであり、全議員の意思統一には至りませんでした。次のむつ市議会議員一般選挙から定数を20人とすることに賛同する議員20名をもって提案するものであります。

## むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員定数条例（平成14年むつ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のむつ市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

# むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改<br>正<br>案                                                  | 現<br>行                                                       |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| むつ市議会議員の定数は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定により、 <u>２０人</u> とする。 | むつ市議会議員の定数は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定により、 <u>２２人</u> とする。 |